

確定申告書等は、自分で正しく作成して、早めに提出しましょう

HPを見る

問 昭和税務署 ☎ 052-881-8171 (記事ID 3311)

所得税及び復興特別所得税の確定申告、贈与税の申告書の提出期限・納付期限は3月15日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出期限・納付期限は4月2日(月)です。

※確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。市民税・県民税の申告については、広報1月号の8ページに掲載しています。詳しくは、税務課(☎ 56-0608)まで。

長久手市会場

1. 税理士による無料相談

対 事業所得や不動産所得などがある人(株・土地・建物などの譲渡所得や贈与税の申告がある人は受付できませんので電気文化会館会場へお越しください。)

場 イオンモール長久手4階 イオンホールB

時 2月16日(金)～2月28日(水)(土・日を除く) 受付時間 9:00～15:00(早めに締め切ることがあります。)
申告時間 9:30～16:00(12:00～13:00は受付のみ)

2. 市職員による受付

対 申告書A(給与・雑所得(年金を含む)・配当・一時所得)を使用して申告できる人

場 イオンモール長久手4階 イオンホールB

時 2月16日(金)～3月9日(金)(土・日を除く) 受付時間 9:00～15:00
申告時間 9:30～16:00(12:00～13:00は受付のみ)

※申告書への收受印の押印はできません。

※申告期間中、市役所税務課窓口では確定申告に関する相談を受け付けていません。税務署にお問い合わせください。

※会場は大変混雑しますので、長時間お待ちいただくことがあります(番号札をお配りし、番号順にお呼びします)。来場者が多数の場合は、人数を制限し、受付時間内であっても早めに締め切ることがあります。午前中に受付をしても、来場者多数の場合は案内が午後になります。ご了承ください。

※イオンモール長久手の駐車場料金は、最初の4時間無料、以後30分ごと200円です。

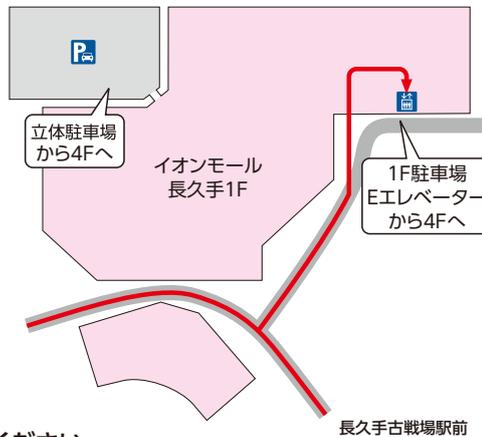
申告会場がイオンモール長久手4階 イオンホールB になりました。

申告会場：4階 イオンホールB



会場についての問い合わせ先
・税務課 ☎ 56-0608
・申告会場内携帯電話 090-8952-7438
(混雑状況により出られない場合があります)
・イオンモール長久手へのお問い合わせはご遠慮ください。

9:00～10:00にご来場のみなさんへ



9:00～10:00の時間帯は、開いている入り口が限られるため、1階駐車場「E」エレベーターから4階へあがっていただくか、立体駐車場4階の出入り口をご利用ください。
場所がわからない人は、会場はイオンシネマ付近となりますので、そちらを目指してお越しください。

電気文化会館会場

時 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日を除く)
9:15～17:00(受付は16:00まで)
2月18日(日)、2月25日(日)は開催します。

場 電気文化会館5階(名古屋市中区栄2丁目2番5号)
地下鉄「伏見」駅4番出口から徒歩2分)

※会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

※上記期間は税務署では相談を行いません。

申告書の作成は国税庁ホームページで!

確定申告書等は自宅で作って、郵送で提出できます。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成でき、プリントアウトした申告書等をそのまま郵送できます。入力したデータをもとに税額などが自動計算されますので計算ミスが無くなります。データを保存することもできます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告すれば、税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。e-Taxで申告するには事前に登録、手続きが必要です。